

令和 8 年度 第 2 回加東市農業委員会総会（5 月定例会）議事録

開催日時	令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 3 時 00 分～午後 3 時 44 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：－ ②：田中重信 ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：－ 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：－ ③：黒石剛史 ⑦：－ ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：－ ⑫：小藪富也
欠席委員	3：田中 豊 ⑦：松本敏夫	14：田尻倫生 ⑧：古丸 剛	15：藤浦春治	⑥：末廣信久
議事録署名委員	10：大畑眞司 11：藤原義弘			
出席職員	農業委員会事務局長 神戸 剛、農業委員会事務局副課長 藤井康孝 農業委員会事務局主事 川邊 錬 産業振興部農政課係長 藤崎純平			

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第 6 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	8 件
第 7 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	2 件
第 8 号議案	非農地証明願いの承認について	4 件
第 9 号議案	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	21 件
第 10 号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2 件
- 5 報告

報告第 3 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 4 号	農地の貸借の合意解約通知について	3 件
- 6 協議

協議第 2 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	1 件
---------	--	-----
- 7 その他
- 8 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 12 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 8 年度第 2 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 8 番 下山農業委員、9 番 小林農業委員、1 番 村上推進委員、2 番 田中推進委員、3 番 黒石推進委員ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、10 番 大畑農業委員、11 番 藤原農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 6 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1 及び番号 2 は譲受人が同じ方となりますので、一括して説明します。</p> <p>番号 1 及び番号 2 のいずれの譲渡人も高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は、以前から譲受人が農作業を請け負い、水稻を作付けされておりました。今後も引き続き、水稻の作付けを予定されています。譲受人は認定農業者でもあるため、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、***に居住していますが、申請地に隣接する空家を併せて購入し、季節野菜の作付けを予定しています。農地の取得は初めてとなりますが、実家で家庭菜園の経験があるほか、必要な農機具を所有していることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。農地の取得は初めてとなりますが、実家の農作業の手伝いを約 20 年経験されており、申請地では水稻の作付けを予定しています。必要な農機具は、実家から譲り受ける予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 5、譲渡人は、個人の事情により耕作が困難となったことから、譲受人に譲渡するため申請されました。農地の取得は初めてとなりますが、以前から申請地の農作業を請け負い、管理をされておりました。取得後は、ジャガイモ、スイカの作付けを予定しています。農業経験は約 25 年あるほか、必要な農機具を所有していることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 6、譲受人は、農業経営を継承するため申請されました。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 7、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、農業経験がなく管理ができないことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、***に居住していますが、実家が***にあり、実家を拠点として***で農業を行っています。申請地では、豆の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験</p>

	<p>も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 8、譲渡人は、譲受人に対して利用権設定を行っていましたが、契約期間満了により、農地法による貸借へ切り替えるため申請されました。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 6 号議案は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 6 号議案は許可することに決定しました。
議長	第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、本件は、自動二輪車等の教習用コース及び露天駐車場による転用となります。譲受人が運営している***は、昭和 61 年の開所以来、地域の方々を中心に利用されており、現在、普通自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、普通自動二輪車の免許を取得することができます。本教習所では、普通自動車免許の売上が全体の 90%を占めていますが、近年の少子化や人口減少の影響により、20 年前と比較すると普通自動車免許の入校者数は約 20~30%減少しており、普通自動車免許をメインとする営業体制では、今後、さらなる売り上げの減少が予想されます。そこで、売り上げの減少を食い止め、さらに売り上げ増加を目指すために、取扱い免許の種類を増やすとともに、将来的には合宿により免許の取得ができるよう計画をされています。</p> <p>新たに取り扱う免許は、フォークリフト、中型及び大型自動二輪車、中型及び大型自動車となります。取扱い免許の新設に当たっては、既存の教習用コースでは狭く、公安委員会が定めている規定のコースサイズを満たすことができないため、本申請により、自動二輪車専用コース、フォークリフト専用コースの新設及び受講者用駐車場の増設を計画しています。中型及び大型自動車の教習用コースは、既存のコースを一部改修し、増設する計画となっています。</p> <p>用地の選定に当たっては、新設する自動二輪車専用コースは公安委員会の規定により既存の教習用コースの隣接地でなければならないと定められているほか、管理・運営の観点などから総合的に判断された結果となっております。申請地の農地区分は第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>なお、本件は転用面積が 3,000 m²を超えますので、農地法第 5 条第 3 項の規定により、ひょうご農林機構への諮問案件となります。総会終了後、ひょうご農林機構へ意見照会を行い、農地委員会を経て、県知事へ意見を進達する予定となっております。</p> <p>番号 2、本件は、一般住宅による転用となります。</p>

	<p>譲受人と譲渡人は親子関係にあり、子である譲受人は父から土地を使用貸借し、一般住宅を建築する計画となっております。</p> <p>将来、子供の成長や両親の介護面を考慮し、本申請地を選定されました。申請地の農地区分は第1種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>以上の申請については、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っています。</p> <p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p>
現地調査員	<p>番号1の現地の状況は保全管理でした。雨水は、敷地内にU字溝及び集水柵などを設置し、既設排水路へ放流するほか、既設の農業用埋設管路については、地区と協議のうえ、防草コンクリートにより保護する計画となっております。また、敷地南側の一部農地に隣接する箇所については、土留壁を施工されますので、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われれます。</p> <p>番号2の現地の状況は田でした。雨水は側溝へ、汚水は公共下水へ放流されます。隣接する農地との間には擁壁を施工されますので、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われれます。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
各委員	<p>第7号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><全員挙手></p>
議長 事務局	<p>全員挙手にて、第7号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>第8号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1、申請地は、昭和52年頃から進入路及び駐車場の状態で現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号2、申請地は、平成2年頃から進入路及び倉庫の状態で現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号3、申請地は、昭和54年頃から農業用倉庫の状態で現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号4、申請地は、昭和58年頃からゴルフ場用地として現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態</p>

	<p>が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は受益地ではないため意見はございません。</p> <p>以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っています。</p>
現地調査員	<p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>番号 1 の現地の状況は進入路及び駐車場、番号 2 の現地の状況は進入路及び倉庫、番号 3 の現地の状況は農業用倉庫、番号 4 の現地の状況はゴルフ場用地でした。これらの現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が 20 年以上継続していることを確認しました。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
各委員	<p>第 8 号議案は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p><全員挙手></p>
議長	<p>全員挙手にて、第 8 号議案は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>第 9 号議案「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>使用貸借権 21 件、88 筆、150,713 m²に農地中間管理権が設定され、6 月 30 日公告予定です。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
各委員	<p>第 9 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p><全員挙手></p>
議長	<p>全員挙手にて、第 9 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>第 10 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。</p>
農政課	<p>更新の申請が 1 件、新規の申請が 1 件で、本計画の目標年度は令和 12 年度となります。</p> <p>番号 1、更新の申請となります。</p> <p>現状の営農類型は、稲作及び果樹類による複合経営で、目標年度においても同様の営農を計画しています。</p> <p>主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得について、現状は 399 万円、目標年度において 575 万円を目指します。</p> <p>主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間について、現状は 1,800 時間、目標年度においても 1,800 時間を目指し、主たる従事者の人数は 1 人を計画しています。</p> <p>作目は、桃及び水稻で、作付面積を現状の 113a から 152a に拡大します。</p>

	<p>経営に係る構成は、本人及び妻で主たる従事者は本人となります。また、臨時雇用として、現状の6人から8人に増員する見通しとなっています。</p> <p>生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、スピードスプレーヤー1台及び軽トラック1台を更新します。</p> <p>収支計画は、作付面積の拡大などにより、目標年度の主たる従事者1人当たりの年間農業所得は575万円で、本市の認定基準450万円を上回るため、認定基準を満たす見込みです。</p> <p>番号2、新規の申請となります。</p> <p>現状の営農類型は稲作で、目標年度において稲作及び豆類による複合経営を計画しています。</p> <p>主たる従事者1人当たりの年間農業所得について、現状は449万円、目標年度において565万円を目指します。</p> <p>主たる従事者1人当たりの年間労働時間について、現状は1,600時間、目標年度において1,800時間を目指し、主たる従事者の人数は1人を計画しています。</p> <p>作目は、現状の水稲に加え黒大豆を作付けし、作付面積を現状の1,176aから1,619aに拡大します。</p> <p>経営に係る構成は、本人及び妻で主たる従事者は本人となります。また、臨時雇用として、現状の1人から5人に増員する見通しとなっています。</p> <p>生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、トラクター1台、コンバイン1台及び田植機1台を更新します。</p> <p>収支計画は、作付面積の拡大などにより、目標年度の主たる従事者1人当たりの年間農業所得は565万円で、本市の認定基準450万円を上回るため、認定基準を満たす見込みです。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第10号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第10号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第3号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、分譲地に転用する届出を4月30日付けで受理しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第4号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1から番号3は、売却を予定しているため解約されました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。

議長	次に協議事項に入ります。 協議第 2 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>本件は、令和 7 年度に設定した最適化活動の目標に対する実績をまとめたものであり、その状況を農業委員会等に関する法律施行規則第 15 条の規定により公表するものです。</p> <p>「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和 7 年 4 月 1 日現在の内容となりますので、目標設定時から変更はございません。</p> <p>「Ⅱ 最適化活動の実施状況」について、「1 最適化活動の成果目標」のうち、(1) 農地の集積については、目標集積率 21.8%に対し、実績集積率は 18.1%で、達成状況は 83.1%でした。目標に対して下回る結果となりましたが、地域計画に基づく取組により、集積面積は増加傾向にあります。</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消について、解消目標面積 1.8ha に対し、解消実績面積は 0.9ha で、達成状況は 50%でした。目標に対して下回る結果となりましたが、遊休農地は減少傾向にあります。</p> <p>(3) 新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について公表する農地の面積 8.6ha に対し、公表実績面積は 4.5ha で、達成状況は 52.3%でした。この公表面積は、総会の際に情報提供させていただいております、農地所有者からの貸付等の希望申出があった農地の情報を、農地ナビのウェブサイトを通じて一般公開したものととなります。目標に対して下回る結果となりましたが、貸付等の希望があった場合は、地域計画に位置付ける担い手への斡旋を、まず優先して行っている状況です。</p> <p>「2 最適化活動の活動目標」のうち、(2) 活動強化月間の設定について、目標回数 3 回に対し、実績回数は 4 回で、10 月から 1 月にかけて遊休農地の解消及び農地の集積に取り組み、目標は達成しました。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加について、目標回数 1 回に対し、実績回数は 2 回で、青年等就農計画の認定に関するヒアリングへの参加により目標は達成しました。</p> <p>以上、各項目の実績には配点基準が定められており、合計による総合的な評価は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になりました。</p> <p>「Ⅲ 事務の実施状況」について、「1 総会、部会の開催実績」は、毎月 1 回総会を開催し、合計 12 回開催しました。</p> <p>「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」は 75 件を処理、「3 農地転用に関する事務」は 17 件を処理しました。</p> <p>「4 違反転用への対応」は 3 件、0.05ha の違反転用を解消しました。継続案件は 1 件、0.2ha となりますが、解消に向けて是正の手続きを進めている状況です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	協議第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、協議第2号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・会長出席予定の会議について（全国農業委員会会長大会、農業委員会会長・事務局長会議、農地委員会）
議長	何か質問などはありませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和8年度第2回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 大畑 眞司

議事録署名委員 藤原 義弘
